

鳥取県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鳥取県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成18年鳥取県選挙管理委員会告示第51号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成19年11月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
政治団体の名称 自由民主党鳥取県 第一選挙区支部	政治団体の名称 自由民主党鳥取県 第一選挙区支部
報告年月日 平成18年3月17日	報告年月日 平成18年3月17日
1 略	1 略
2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳
（1）収入の内訳	（1）収入の内訳
寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲）	寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲）
個人からの寄附 740,000円	個人からの寄附 740,000円
法人その他の団体からの寄附 5,964,615円	法人その他の団体からの寄附 5,964,615円
政治団体からの寄附 1,900,000円	政治団体からの寄附 1,900,000円
小 計 8,604,615円	小 計 8,604,615円
寄附合計 8,604,615円	寄附合計 8,604,615円
本部又は支部から供与された 交付金に係る収入 自由民主党本部 26,000,000円	本部又は支部から供与された 交付金に係る収入 自由民主党本部 26,000,000円
その他の収入 10万円未満の収入 89円	その他の収入 10万円未満の収入 89円
合 計 34,604,704円	合 計 34,604,704円
[寄附の内訳]	[寄附の内訳]
個人からの寄附 略	個人からの寄附 略
法人その他の団体からの寄附 略	法人その他の団体からの寄附 略
政治団体からの寄附	政治団体からの寄附
（寄附者の名称） （金額） （事務所の 所在地）	（寄附者の名称） （金額） （事務所の 所在地）
中部医師政治 100,000円 倉吉市	中部医師政治 100,000円 倉吉市
連盟	連盟
鳥取県石油政 100,000円 鳥取市	鳥取県石油政 100,000円 鳥取市

治連盟			治連盟		
鳥取県歯科医師政治連盟	500,000円	鳥取市	鳥取県歯科医師政治連盟	500,000円	鳥取市
鳥取県医師政治連盟	500,000円	鳥取市	鳥取県医師政治連盟	500,000円	鳥取市
東部医師政治連盟	500,000円	鳥取市	東部医師政治連盟	500,000円	鳥取市
鳥取県税理士政治連盟	<u>100,000円</u>	鳥取市	鳥取県税理士政治連盟	<u>200,000円</u>	鳥取市
<u>税理士による石破茂後援会</u>	<u>100,000円</u>	<u>鳥取市</u>			
小計	1,900,000円		小計	1,900,000円	
(2) 略			(2) 略		